佐賀県迷惑行為防止条例施行規則をここに公布する。

令和6年7月4日

佐賀県公安委員会委員長 奥 田 律 雄

## 佐賀県公安委員会規則第9号

佐賀県迷惑行為防止条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、佐賀県迷惑行為防止条例(昭和39年佐賀県条例第44号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(命令)

- 第2条 条例第6条第4項の規定による命令は、誘引行為中止命令書(別記様式第1号)により行うものとする。
- 2 条例第6条第6項の規定による命令は、客待ち行為等中止命令書(別記様式第2号)により行うものとする。 (公安委員会規則で定める地域)
- 第3条 条例第6条第5項の公安委員会規則で定める地域は、別表に掲げる地域とする。

附則

この規則は、令和6年9月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

佐賀市 県道佐賀停車場線と市道大財町北島線との交会点を起点とし、順次同市道、県道佐賀川副線、一般国道 264号、市道松原町大財町線、市道松原川通り線及び県道佐賀停車場線を経て起点に至る線で囲まれた区

域

(表)

				(11)					
						第		号	
						年	月	日	
伯	· ·								
F	.,	<i>F</i>		ı.					
E	三年月日	年	日生						
				所属 階級					
				PO-PI					
   誘引行為中止命令書									
ŧ	らなたが行った	下記の行為は	、佐賀県	<b>!</b> 迷惑行為防	止条例(昭和	139年佐賀	県条例	第44号)	
第 6	3条第3項の規	見定に違反する	5ので、	司条第4項の	の規定により	、当該行	為をや	めるべき	
旨を命ずる。									
				記					
1	日時								
		年	月	日	時	分頃			
2	場所								
3	内容								
	次に掲げる者	となるよう四	でがかけ、	又はビラ、	パンフレット	その他の	物品を	·配布し、	
若	しくは提示し		•	, , , ,		Q + 12 +	,,,,,,	, ,	
□ Kisher C C C C C C C C C C C C C C C C C C C									
	号)第2条	条第3項に規定	定する接	待をいう。	以下同じ。)	を伴う飲む	食をさ	せる行為	
又はこれを仮装したもの(通常衣服等で覆われている人の下着又は身体に接触									
し、又は接触させる卑わいなものである場合を除く。) の提供を受ける客									
□ 深夜(午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。)において専ら異性の客									
を相手に、その身体に接触して行う役務又はこれを仮装したものの提供を受ける客									
□ 次に掲げる行為に係る営業に関する情報の提供を受ける客又は利用者									
□ 人の性的好奇心をそそる見せ物、物品若しくは行為又はこれらを仮装したも のの知覧 販売又は提供									
のの観覧、販売又は提供 □ 接待を伴う飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供									
□ 接待を伴う飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供   □ 接待を伴う飲食をさせる行為(通常衣服等で覆われている人の下着又は身体に									
接触し、又は接触させる卑わいなものである場合を除く。)の役務に従事する者									
	1X/1A U \ \ \ \	NOW/AC C'	7 <del>1</del> 47 4 7	5 U 1/2 C 0/2		) */ 区切	· C / C 手	- / 2/1	

注 該当する□にレ印を記入すること。

## (教示)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、佐賀県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
  - なお、その期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月 以内に、佐賀県を被告として(訴訟において佐賀県を代表する者は佐賀県公安委員会 となります。)、取消訴訟(処分の取消しの訴え)を提起することができます。

なお、その期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、取消訴訟を提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、取消訴訟は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません(その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、取消訴訟を提起することができなくなります。)。

(表)

										第		号
										年	月	日
	住	所										
	氏	名										
	生年	月日		年	月	日生						
				,	7.	,	所属					
							階級					
							氏名					
							八石					
					ケ	*法た行	為等中止	<b>会</b> 全 聿				
	+ +>-	とふく	・・・エ	白の石		,			/Π <b>刀</b> 手¤Ω	0年4779	旧夕局	<b>生</b> 44日)
							と感行為[5]					
			の規正	に遅り	えす るい	)で、同	余男り垻	の規正に	-より、	当談仃?	<b>命をや</b>	めるべき
Ħ	を命	する。										
							記					
1	日日	庤										
				年	Ē	月	日		時	分頃		
2	場	折										
3	内约	_										
	次に掲げる行為をする目的で、公衆の目に触れるような方法で相手方となるべき者											
	を待っていたもの □ 人の性的好奇心をそそる見せ物、物品若しくは行為又はこれらを仮装したものの観覧、											
						ぜ物、物 き又は誘		ま行為又(	まこれら	を仮装し	ンたもの	が観覧、
								)	VI. 24 / F	TITUO O FE	VI. 2-1 6-6-	100 II \ #
	□ 接待(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第											
2条第3項に規定する接待をいう。以下同じ。)を伴う飲食をさせる行為又はこれを仮装												
	したものの提供についての客引き又は誘引(誘引については通常衣服等で覆われている											
人の下着又は身体に接触し、又は接触させる卑わいなものである場合に限る。)												
□ 上記のいずれか又は全ての行為に係る営業に関する情報の提供についての客又は利用者												
	i	に対す	る勧誘									
□ 深夜(午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。)において専ら異性の客を相手に、												
その身体に接触して行う役務又はこれを仮装したものの提供についての客引き												
	□ 人の性的好奇心をそそる行為、見せ物への出演又は写真若しくは映像の被写体となる											
行為をする役務に従事するよう勧誘し、又は誘引すること。												
□ 接待を伴う飲食をさせる行為をする役務に従事するよう勧誘し、又は誘引すること(誘												
	引については、通常衣服等で覆われている人の下着又は身体に接触し、又は接触させる											
	卑わいなものである場合に限る。)。											
	-	<b>→</b> 4// ( )	· & U V /	C 01.00	<i>∞</i> ⊔ (⊂rX	<b>少</b> ∘/ ∘						

注 該当する□にレ印を記入すること。

## (教示)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、佐賀県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
  - なお、その期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県を被告として(訴訟において佐賀県を代表する者は佐賀県公安委員会となります。)、取消訴訟(処分の取消しの訴え)を提起することができます。

なお、その期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、取消訴訟を提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、取消訴訟は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません(その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、取消訴訟を提起することができなくなります。)。